

鹿 児 島 県 公 報

令和7年8月8日（金）第641号の2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

教 育 委 員 会 公 告

- 指定管理者の公募公告 (保健体育課取扱い) 1
○公募によらない指定管理者の候補者選定の公告 (文化財課取扱い) 2

教 育 委 員 会 公 告

指定管理者の公募公告

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号。以下「条例」という。）第4条の規定により、次のとおり指定管理者の公募を行う。

令和7年8月8日

鹿児島県教育委員会教育長 地頭所恵

1 公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
鹿児島県ライフル射撃場	鹿児島市犬迫町早馬下6313番地
鹿児島県平川ヨットハウス	鹿児島市平川町浜平川6247番地
鴨池公園（運動施設を含む。）	鹿児島市与次郎二丁目2番2号
鴨池緑地公園（運動施設を含む。）	鹿児島市鴨池新町41番1号
鹿児島県総合体育センター体育館	鹿児島市下荒田四丁目47番1号
鹿児島県総合体育センター武道館	鹿児島市与次郎一丁目4番20号

2 指定管理者に行わせる管理の業務の範囲

指定管理者は1に掲げる公の施設を一括して管理するものとし、管理の業務の範囲は次のとおりとする。

- 公の施設の施設並びに附属設備及び器具（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務
- 施設等の利用の許可に関する業務
- 施設等の利用料に関する業務
- (1)から(3)までに掲げるもののほか、施設等の管理に関して鹿児島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める業務

3 指定管理者に管理の業務を行わせる期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

4 条例第5条の規定による申請（以下「申請」という。）に必要な資格

- 鹿児島県内に事務所を有する法人その他の団体（以下「団体等」という。）であること。
- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- 鹿児島県から指名停止を受けていないこと。
- 法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 役員等が、暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められる団体等
- ウ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している団体等
- エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している団体等
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している団体等
- カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している団体等
- キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している団体等
- ク アからキまでに定める者の依頼を受けて申請をしようとする団体等
- 5 複数の団体等による申請
公の施設のサービスの向上又は効率的な管理運営を図る上で必要な場合は、複数の団体等が共同して申請することができる。
- 6 申請の方法
- (1) 申請書類
- ア 指定管理者指定申請書
- イ 管理の業務に関する事業計画書（以下「事業計画書」という。）
- ウ 管理の業務に関する収支予算書
- エ 法人にあっては、法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為（法人以外の団体にあっては、定款その他の基本約款）
- オ 申請書を提出する日の直前2事業年度における決算に関する書類
- カ その他教育委員会が必要と認める書類
- (2) 申請書類の提出先
鹿児島県教育庁保健体育課企画助成係（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）
- 7 申請を受け付ける期間
令和7年9月1日（月）から同月12日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。
なお、郵送により提出する場合は、令和7年9月12日午後5時15分までに必着のこと。
- 8 条例第6条各号に掲げる選定の基準
- (1) 事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること。
- (4) その他教育委員会が当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項
- 9 その他
- (1) 詳細は、募集要綱によるものとする。
- (2) 募集要綱は、鹿児島県教育庁保健体育課企画助成係（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）において、令和7年8月8日（金）から同年9月12日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間、配布する。
- (3) 申請しようとする団体等は、令和7年8月21日（木）及び同月22日（金）に開催する現地説明会に参加すること。

.....
公募によらない指定管理者の候補者選定の公告
鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号）第7条第1項の規定により、

次のとおり公募によらず指定管理者の候補者を選定することとした。

令和7年8月8日

鹿児島県教育委員会教育長 地頭所恵

- 1 公の施設の名称
鹿児島県上野原縄文の森（以下「縄文の森」という。）
- 2 公の施設の所在地
霧島市国分上野原縄文の森1番1号
- 3 指定管理者に行わせる管理の業務の範囲
 - (1) 縄文の森の施設及び設備の維持管理に関する業務
 - (2) 縄文の森の施設及び設備の利用の許可に関する業務
 - (3) 縄文の森の利用に係る料金に関する業務
 - (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、縄文の森の管理に関して鹿児島県教育委員会が必要と認める業務
- 4 指定管理者に管理の業務を行わせる期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
- 5 適用条文
鹿児島県公の施設に関する条例第7条第1項第4号